

岩手県告示第53号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和6年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和8年1月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
宮古市	西町一丁目から四丁目まで並びに田の神一丁目及び二丁目
釜石市	唐丹町字小白浜の一部
奥州市	江刺梁川字中野
山田町	荒川第3地割、豊間根第20地割並びに荒川第1地割、第2地割、第4地割、第5地割及び第8地割から第10地割までの各一部

2 調査期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで